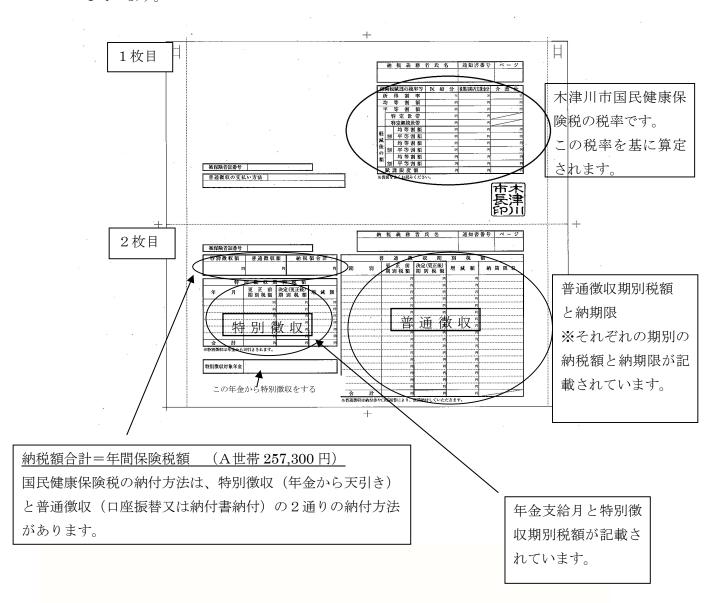
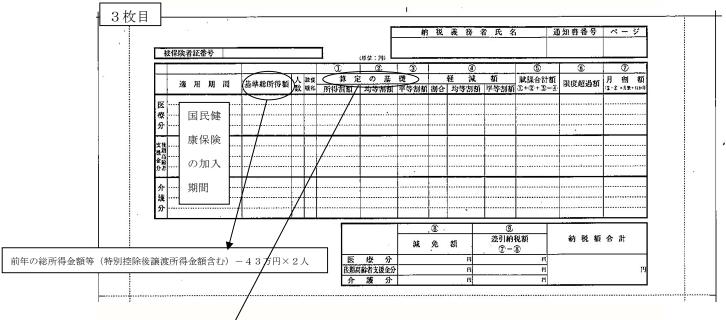
令和5年度 国民健康保険税 納税通知書について

賦課の根拠

地方税法及び木津川市国民健康保険税条例

※一般的な例のひとつとして、65歳以上の年金受給者2人世帯をA世帯として解説しています。





年間保険税額=

(医療分①+②+③)+(後期高齢者支援金分①+②+③)+(介護分①+②+③)

介護分は該当世帯のみ:介護保険法による2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)

※被保険者全負が65歳以上の世帯は、介護分非該当世帯

算定の基礎

- ①所得割額(世帯の加入者の所得に応じて計算)
 - ={前年の総所得金額等(特別控除後譲渡所得金額含む)-43万円×人数}×割合

※医療分8.00% 後期高齢者支援金分2.20% 介護分2.40%

※ 1 枚目保険税賦課の税率等より

A世帯

令和4年中の総所得金額等2,456,002円 (=世帯主1,215,585円+世帯員1,240,417円)

医療分 : $(1,215,585 \, \text{円} - 43 \, \text{万円}) \times 8.00 \, \text{\%} = 62,847 \, \text{円}$ ①

 $(1,240,417 \ \square -43 \ \Xi \ \square) \times 8. \ 0.0\% = 64,833 \ \square$

 $(1)+(2)=127,680 \ \square$

後期高齢者支援金分: (1,215,585 円-43 万円) × 2. 2 0 %= 17,283 円①

 $(1,240,417 円 -43 万円) \times 2. 20\% = 17,829 円②$

①+②= 35,112 円 @

- ②均等割額(世帯の加入者数に応じて計算)
 - =被保険者数×1人当たりの金額
 - ※医療分26,000円 後期高齢者支援金分7,800円 介護分9,400円

※ 1 枚目保険税賦課の税率等より

A世帯

- 2人×医療分 26,000 円=52,000 円 (b)
- 2人×後期高齢者支援金分 7,800 円=15,600 円 @
- ③平等割額(1世帯にいくらと計算)
 - =1世帯当たりの金額
 - ※医療分21,000円 後期高齢者支援金分6,000円 介護分 5,200円

※ 1 枚目 保険税賦課の税率等より

A世帯

医療分 21,000 円 ⓒ

後期高齢者支援金分 6,000 円 ①

④軽減額

低所得世帯の減額措置(申請不要) 令和5年度

- (1)総所得金額等が 430,000 円+ {100,000 円× (給与所得者等の数-1)} 以下の 世帯(均等割額、平等割額が**7割**減額)
- (2)総所得金額等が 290,000 円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+430,000 円+ {100,000 円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯(均等割額、平等割額が5割減額)
- (3) 総所得金額等が 535,000 円× (被保険者数+特定同一世帯所属者) +430,000 円+ {100,000 円× (給与所得者等の数-1)} 以下の世帯 (均等割額、平等割 額が2割減額)
- ※未就学児に係る均等割額を2分の1に軽減

7割・5割・2割の軽減該当世帯の未就学児に係る均等割額は、7割・5割・2割の軽減適用後、さらに2分の1になります。

A世帯については、総所得金額等 2,456,002 円-※15 万円(年金所得より控除)×2 が上記 (1) から (3) の軽減基準所得を超えているため、軽減世帯には該当しません。 ※15 万円 (年金所得より控除) = 年金所得は、軽減判定時のみ 15 万円を控除した金額で判定します。ただし 1 月 1 日現在 6 5 歳以上の被保険者のみに限ります。

⑤賦課合計額 ①+②+③-④

医療分 (a)+(b)+(c)

127,680 円 +52,000 円 +21,000 円 =200,680 円

後期高齢者支援金分 @+@+①

35,112 + 15,600 + 6,000 = 56,712 =

⑥限度額超過額

| 賦課限度額 医療分 650,000 円 後期高齢者支援金分 220,000 円 介護分 170,000 円

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帯は、上記の賦課限度額を超えていません。

医療分 200,680 円 < 650,000 円

後期高齢者支援金分 56,712 円 < 220,000 円

➡ 限度額超過額=0円

⑦月割額 加入月数によって、今年度の課税金額を算定 (⑤-⑥)×月数÷12か月

A世帯

医療分(200, 680 円-0 円)×1 2月÷1 2か月=200, 680 円 後期高齢者支援金分(56, 712 円-0 円)×1 2月÷1 2か月=56, 712 円

⑧減免額 木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免

A世帯は、木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免に該当しません。

⑨差引納税額 ⑦-⑧ 実際に納めていただく金額

A世帯

医療分 200,680 円-0 円=200,600 円 (百円未満切捨て)

後期高齢者支援金分 56,712 円-0 円=56,700 円 (百円未満切捨て)

納税額合計 200,600+56,700 円=257,300 円

